

入札条件及び注意事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

要

契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の額を契約時に納付すること。ただし金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合又は府中市契約規則第38条第1項第3号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

※ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について 府中市契約規則第38条第1項第3号に規定する免除の要件は、本年度及びその前2年度に府中市若しくは国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行している場合とする。

3 入札執行について

- (1) 入札者は、仕様書等を熟覧のうえ、所定の入札書により入札してください。なお、疑義がある場合は質問書（様式1）により問い合わせてください。（質問等の手続きについては「10 仕様書等に対する質問及び回答」のとおりです）
- (2) 入札者は、府中市契約規則その他関係法例を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札者は、公告により指定した到達期限までに入札書を提出してください。なお、到達期限に遅れた場合は、無効としますので厳守してください。
- (4) 郵便入札の場合、入札回数は1回とします。

4 入札書について

- (1) 入札書は所定の様式とし、必要事項を記入し、別紙「郵便入札のあたったの注意事項」に従い郵送してください。
- (2) 入札書への記入は次の事項を厳守してください。
 - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の内、課税対象額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の内消費税及び地方消費税を除いた額に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ② 記入事項は所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉を使用してください。記名押印を欠く入札は無効となります。
 - ③ 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
 - ④ 入札書の記入事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。但し金額を訂正した入札書は無効となります。
 - ⑤ 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。（例：¥123,000—）

5 入札内訳書の提出

入札時に必要です（任意様式）。入札書と併せ内封筒に入れて提出してください。

6 無効入札について

次の事項に該当する入札は無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することはできません。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札その他不正行為のあった入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者がした2以上の入札
- (6) 再度の入札でその入札が1であるとき。
- (7) 必要な事項を確認できない入札
- (8) 金額が訂正された入札書での入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

入札参加資格審査後、資格がない者かつ無効なものを除き、予定価格の範囲内の価格で最低をもって入札したものが落札決定者となります。

開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留し、あらためて当該入札をした入札者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、抽選により落札者を決定するものとします。

また、抽選を行う場合において、同一価格者が出席をしないとき又は出席をしても抽選を行わないときは、当該入札事務に関係のない職員に抽選を行わせるものとします。

8 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の内課税対象額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

9 契約の締結

市と落札決定者は、本業務の仮契約を落札決定後5日以内に締結する。なお、仮契約は、府中市議会において本業務の請負契約の締結に係る議決をもって、本契約とする。

ただし、落札決定者が、本契約の締結日までの間に本入札に掲げる資格を欠くこととなった場合は、市は当該仮契約を解除することができるものとし、その場合、かかる解除を落札者に通知した日をもって、当該仮契約は終了するものとする。また、市はかかる契約解除等に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

10 仕様書等に対する質問及び回答

入札公告に記載のとおり

11 予定価格

事後公表とする。

12 最低制限価格・調査基準価格

設定しない。

13 各会計年度の支払限度額

令和8年度 100%

14 支払条件

前払金 予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

中間前払金 なし

部分払 業務委託料が500万円以上の契約を対象とする。

完了払 請求の日より30日以内とする。

15 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第5

4号)等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

(2) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

16 その他

(1) 入札にあたっては、府中市契約規則、関係法令等及び仕様書等の内容を承諾のうえ入札すること。

(2) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。

(3) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。